

葛塚コミュニティセンター利用のきまり《規定》

地域コミュニティ葛塚連合 管理運営委員会

住みよい地域社会のふれあいの場である「葛塚コミュニティセンター」は、私たちみんなが楽しく利用する施設です。

私たちは、葛塚コミュニティセンターを利用するにあたって、お互いに仲良く譲り合いの精神を持ち、秩序を守り、公共施設及び環境を大切に利用しましょう。

●葛塚コミュニティセンターの管理運営について

葛塚地区内の自治会や各種団体及びコミュニティ活動に賛同する団体等が構成する「地域コミュニティ葛塚連合」が、新潟市から指定管理を受けて葛塚コミュニティセンターの管理・運営にあたります。

●葛塚コミュニティセンターの機能

地域住民におけるコミュニティ活動・自治会活動・防災及び防犯活動・文化及び教養活動・保健、体育、レクリエーション活動・福祉及びボランティア活動等の場となります。

●場所について

所在地：〒950-3323

新潟県新潟市北区東栄町1-1-18

電話 025-384-6077 FAX025-384-6170

●利用できる時間について

(1)利用できる時間は原則として午前9時～午後9時30分までとする。

(2)利用時間には準備及び部屋の清掃並びに用具等の後始末の時間を含みます。

●休館日について

(1)8月13日～8月16日（お盆休暇）

(2)12月29日～1月3日（年末年始期間）

●利用団体の条件

(1)施設の利用目的が社会教育的（学習会など）な集会及び公共的な利用であること。

(2)営利目的や特定の政党あるいは宗教の活動、またはそれらを支援する活動に該当しないこと。

(3)構成員の自主的運営に基づく団体であり、私塾的な要素をもたないこと。

(4)団体の代表者は満15歳以上（中学生を除く）であること。（団体の構成員の過半数が中学生以下の場合、代表者は成人であること。）

●利用手続きと利用承認および取り消しについて

(1)利用の申請については、利用日の7日前までに所定の利用申請書に利用料金を添えて受付窓口へ提出して下さい。提出後に許可内容を確認のうえ許可書の交付を受けてください。

(2)受付時間は開館日の午前9時から午後9時までとします。

- (3)利用の承認・不承認はセンター長が決定します。
- (4)地域コミュニティ葛塚連合及び葛塚中央コミュニティ協議会、葛塚東小学校区コミュニティ協議会、太田ちいきコミュニティ協議会が主催する事業及び会議等は、優先的に会場を確保します。
- (5)申し込みは利用時の2か月前の1日からで先着順で会場を確保します。
- (6)変更や取り消しが発生した場合は、速やかに葛塚コミュニティセンターへご連絡下さい。
- (7)取り消しは利用日の7日前までです。この期間内であれば返金可能ですので受付窓口まで申し出て下さい。
- (8)利用日の振替は同月内で行って下さい。
- (9)利用時間については、原則1時間ごとに料金設定を行っていますので30分での利用は1時間の利用料金とします。
- (10)ポスター・チラシその他の宣伝物は資料用として事前に一部提出下さい。また当センターの電話番号の掲載はお控えください。

●利用にあたっての注意事項

利用者は、利用にあたり次の事項を厳守して下さい。守らない場合は以後の利用を禁止する場合があります。

- (1)利用する責任者は、受付窓口で利用報告書を受け取って入室して下さい。
- (2)施設内の壁、柱、ドア等に貼り物は貼らないで下さい。
- (3)2階の移動観覧席の引き出し、収納の際は危険ですので必ず係員の誘導に従って下さい。
- (4)利用する責任者は退出の際、使用した備品は元の位置に戻し、整理整頓・清掃を行い原状に復し、使用した部屋の点検確認を実施したうえ、利用報告書に記入し受付窓口へ提出して下さい。
- (5)他の利用者及び近隣に迷惑をかけないようお互いに注意して下さい。
- (6)利用時間は厳守し、この時間内に全ての活動を終了して下さい。
- (7)無断で利用場所を変更したり、備品などを使用しないで下さい。
※利用場所の変更や備品の使用が必要な場合は、入館時に受付窓口へ申し出て下さい。
- (8)設備・備品等を破損した場合、速やかに受付窓口（担当員）に申し出て指示を仰いで下さい。（場合によっては、有償で補償していただきます。）
- (9)ゴミは必ず各自で持ち帰って下さい。
- (10)火器の使用は厳禁です。
- (11)館内禁煙です。
- (12)館内で無断で印刷物を配布したり掲示することは禁止です。

●利用制限及び禁止事項

次のような目的の利用は承認しません。また、違反行為が発生した場合は、直ちに承認を取り消し、以降の利用を禁止します。

- (1)風俗・環境・秩序・公益を乱すことや、乱す恐れのある場合。
- (2)建物・器具・機械やその他の物件を汚損・破損・毀損する恐れがある場合。
- (3)利用する目的がはっきりせずに曖昧な場合。
- (4)営利を目的（学習塾等で月謝、受講料を徴収する団体等）の利用を認めません。ただし、教材費・資料費程度の会費のみを徴収し営利目的としない団体の利用は許可します。
- (5)販売行為は禁止します。（但しセンター長が認めた場合は除く。）
- (6)その他、葛塚コミュニティセンターの管理・運営上支障がある場合。

●利用料金（1時間あたりの料金。1時間未満については切り上げとします。）

室名	一般利用	企業等の利用
多目的ホール	500円	800円
教養文化室	200円	300円
研修室 A	200円	300円
研修室 B	200円	300円
談話室	100円	200円

●その他

この「利用のきまり」に定めのない事項については、地域コミュニティ葛塚連合 管理運営委員会会議の合議により、決定するものとします。

附則

1. この「きまり」は利用規定と称し平成28年4月1日より実施する。
2. 平成29年 8月 1日 利用規定一部改正